

国民健康保険制度のお知らせ

～平成31年度国民健康保険税率を決定しました～

■保険税率などが変更となります

国民健康保険制度の都道府県単位化により毎年北海道が各市町村から集める事業費納付金の平成31年度納付分が提示されました。納付金の負担に必要な保険税額は、平成30年度と比べ970万円増加しました。主な増加要因は、激変緩和措置の縮小、納付金算定における医療費などの増加によるもので、この増加を賄うために必要な税率改正を行いました。改正後の平成31年度の税率は、次のとおりです。

また、地方税法が改正され、賦課限度額も引き上げられました。

○所得割（前年度の所得に応じて負担）

| 平成30年度 | |
|--------|--------|
| 医療分 | ： 5.5% |
| 後期支援分 | ： 1.4% |
| 介護分 | ： 1.0% |



| 平成31年度 | |
|--------|-----------------------|
| 医療分 | ： <u>6.2%</u> (0.7%増) |
| 後期支援分 | ： 1.4% (改正なし) |
| 介護分 | ： 1.0% (改正なし) |

※資産割・平等割・均等割についての改正はありません。

○賦課限度額（1年間の保険税額の上限）

| 平成30年度 | |
|--------|--------|
| 医療分 | ： 58万円 |
| 後期支援分 | ： 19万円 |
| 介護分 | ： 16万円 |



| 平成31年度 | |
|--------|----------------------|
| 医療分 | ： <u>61万円</u> (3万円増) |
| 後期支援分 | ： 19万円 (改正なし) |
| 介護分 | ： 16万円 (改正なし) |

■今後の保険税の見通し（平成30年度から平成35年度まで）

毎年度の医療費の支払いのために北海道が各市町村から集める「納付金」と「納付金の負担に必要な保険税」は、現在は国費などにより緩和措置がとられ、本来必要な保険税額より抑えられています。

上記の緩和措置は毎年度2%ずつ縮小され、さらには医療費の増加などによる自然増分が加わり、今後の保険税はさらに増加していく厳しい見込みです。町では北海道から示される必要な保険税額をもとに毎年度の税率を算定しますが、急激な上昇とならないよう今後も検討していきます。

■医療費と保険税の関係

「納付金」と「必要な保険税」は医療費と密接な関係があり、医療費が増加していくと、医療費を支払う財源である保険税の税率引き上げにも繋がります。

医療は健康な生活を送るために欠くことができないものです。必要に応じた適正な医療を受け、安心した生活を送るためには一人ひとりの健康づくりへの意識と、予防が重要になってきます。生活習慣の見直しや運動、各種検診の受診などにより、健康を維持することが税率の上昇抑制にもなり、町民の皆さん一人ひとりの意識と行動がもっとも大切です。



■保険税額の軽減の範囲が拡大しました

保険税のうち、均等割・平等割の軽減対象となる所得基準も次のとおり改正されました。5割軽減で5千円2割軽減で1万円がそれぞれ拡大され、軽減が受けやすくなります。

平成30年度

| 軽減割合 | 所得が次の金額以下の世帯 |
|------|-----------------------------------|
| 5割軽減 | 33万円+ (27万5千円×被保険者数及び特定同一世帯所属者の数) |
| 2割軽減 | 33万円+ (50万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者の数) |



平成31年度

| 軽減割合 | 所得が次の金額以下の世帯 |
|------|---------------------------------|
| 5割軽減 | 33万円+ (28万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者の数) |
| 2割軽減 | 33万円+ (51万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者の数) |

国民健康保険の各種手続きを忘れていませんか？

春は異動が多い時期です。たとえば、退職・失業などで職場の健康保険の資格を喪失したときや、就職などで職場の健康保険の資格を取得したときは、町民課町民生活グループで国民健康保険の手続きが必要です。

各種手続きがお済みでない方は、忘れずにお早めに届け出てください。

こんな時は、必ず手続きをしてください（※14日以内に届出が必要です）

| | 事 由 | 手続きに必要なもの |
|----------|------------------------|-------------------------------|
| 国保に入るとき | 他の市町村から転入してきたとき | 転出証明書 |
| | 職場の健康保険をやめたとき | 職場の健康保険の資格喪失証明書 |
| 国保をやめるとき | 他の市町村に転出するとき | 国保の保険証 |
| | 職場の健康保険に入ったとき | 国保の保険証・職場の健康保険証 (または加入証明書) |
| | 職場の健康保険の被扶養者になったとき | 国保の保険証・職場の健康保険証 (または加入証明書) |
| その他 | 修学のため住所を他の市町村に移すとき | 印鑑・保険証・在学証明書 |
| | 町内で住所が変わったとき | 国保の保険証 |
| | 世帯を分けたり、一緒にしたとき | 国保の保険証 |
| | 保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき | 印鑑・身分を証明できるもの |

※被保険者証の更新については、平成30年度から毎年7月中に行うことと変更しました。現在お使いの被保険者証の有効期限は7月31日までとなっておりますので、4月以降も使用できます。

国民健康保険税に関すること
 お問い合わせ先 →町民課税務・収納グループ ☎25-2136
 国民健康保険の資格に関すること
 →町民課町民生活グループ医療保険担当 ☎25-2157